

第100回 定時株主総会 電子提供措置事項

 **日時** 2025年6月24日（火曜日）午前10時

 **場所** 大阪市中央区道修町1丁目7番1号
（北浜コニシビル4階）
当社ホール

議決権行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで

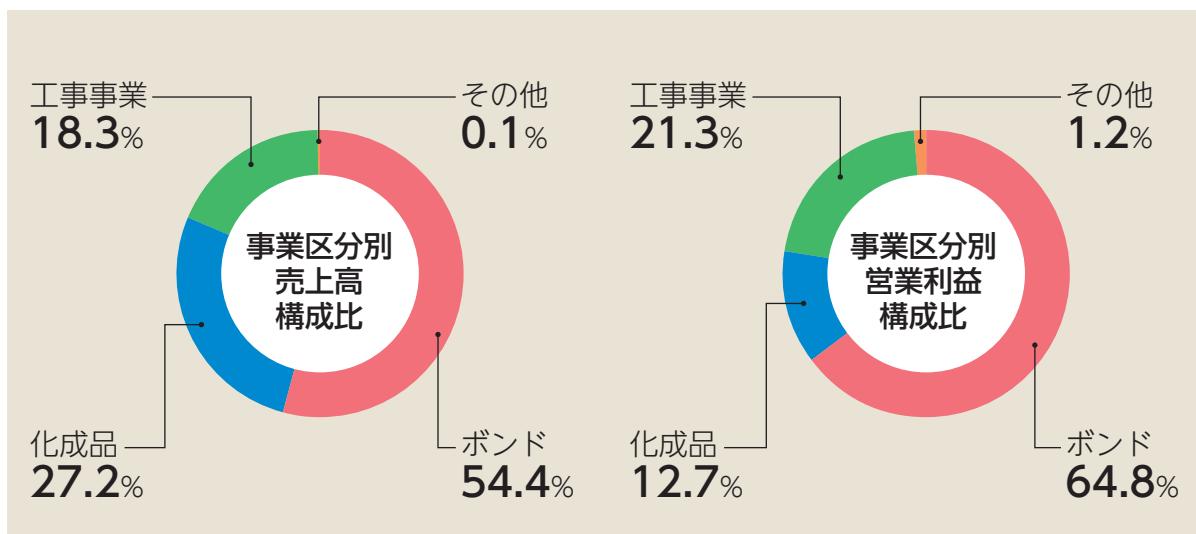
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
 - 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 - 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
 - 第5号議案** 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 企業集団の現況

1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善に伴い個人消費が回復するとともに、インバウンド需要によって企業収益が堅調に推移し、緩やかな回復基調となりました。一方で、自動車業界における認証不正問題や中国経済の停滞、資源価格の高騰、物価高の影響、また米国の関税政策による世界経済減速の懸念が広まったこと等により、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、新たに策定しました「中期経営計画2027(2025年3月期～2027年3月期)」に基づき、新製品の市場導入等による新規開拓の強化や成長分野への注力の推進、また生産・物流・DX関連に過去最大規模となる設備投資を行っていくことにより、さらなる事業拡大と経営の効率化を図っております。



その結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高1,358億76百万円(前年同期比2.2%増)、営業利益106億49百万円(前年同期比3.5%増)、経常利益111億94百万円(前年同期比3.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益80億84百万円(前年同期比10.1%増)となりました。

売上高



営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



事業区別の状況

[ボンド]

一般家庭用分野においては、ホームセンター向けやコンビニエンスストア向けは順調に推移しました。住関連分野においては、建築コストの上昇による新設住宅着工戸数の減少を受け、内装工事用接着剤等の販売は低迷しましたが、市場開拓を進めている建築資材製造用や外壁タイル用接着剤は新製品の採用が進んだことで売上が増加しました。産業資材分野においては、新規開拓を進めている自動車・電子部品に使用される弾性接着剤や紙関連用水性接着剤、パネル用接着剤の拡販が進み、売上が増加しました。建築分野および土木分野においては、改修工事案件の増加に伴い、建築用シーリング材の売上が増加しました。

以上の結果、売上高は738億98百万円(前年同期比3.2%増)、営業利益は69億3百万円(前年同期比4.5%増)となりました。

ボンド

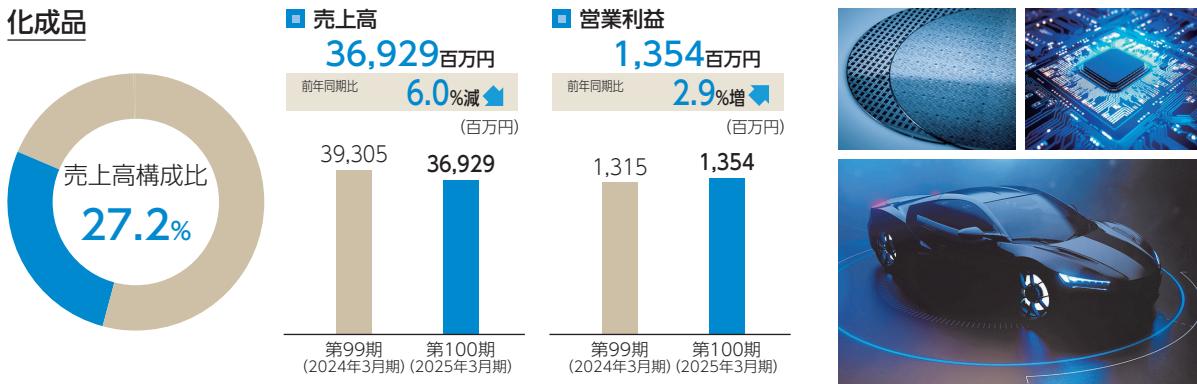


【化成品】

化学工業分野においては中国経済減速の影響を受け、樹脂原料の生産調整が長期化し売上が減少しました。自動車分野においては、認証不正による取引先の工場稼働停止や仕入価格に連動する販売単価の下落等の要因により売上が減少しました。電子電機分野においては、スマートフォン向け商材の新機種への横展開やコンデンサ向け商材が伸長し、利益が増加しました。

以上の結果、売上高は369億29百万円(前年同期比6.0%減)、営業利益は13億54百万円(前年同期比2.9%増)となりました。

化成品

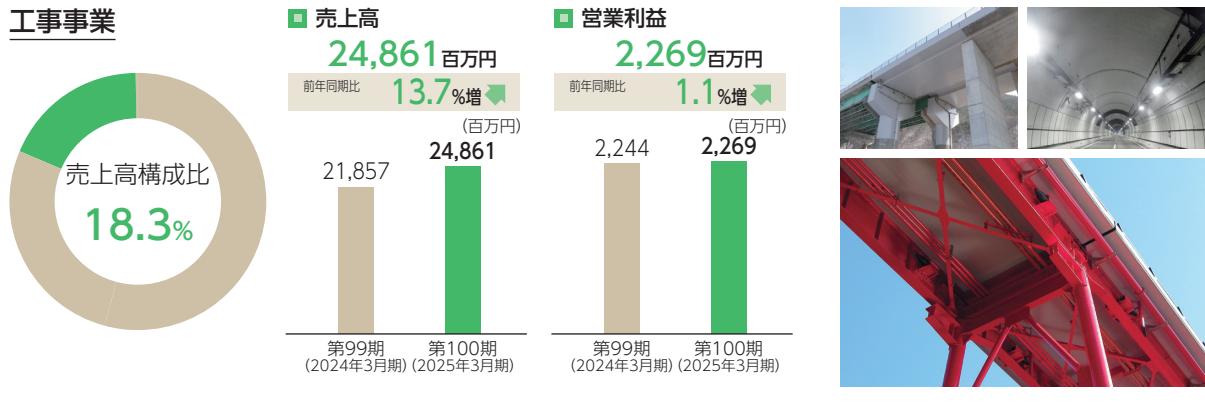


[工事事業]

工事事業においては、計画どおりに工事が完工したことで、売上および利益が増加しました。また、公共事業を中心としたインフラおよびストック市場の補修・改修・補強工事の受注活動は順調に進捗しています。

以上の結果、売上高は248億61百万円(前年同期比13.7%増)、営業利益は22億69百万円(前年同期比1.1%増)となりました。

工事事業



[その他]

その他は不動産賃貸業等であります。売上高は1億86百万円(前年同期比4.3%増)、営業利益は1億64百万円(前年同期比31.5%増)となりました。

2 設備投資の状況

当社グループでは、生産性の向上を可能にする自動化・省力化製造・物流設備への投資、事業領域拡大のためのM&A、新基幹システム導入への投資を積極的に実施しており、今後も継続して行う予定であります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

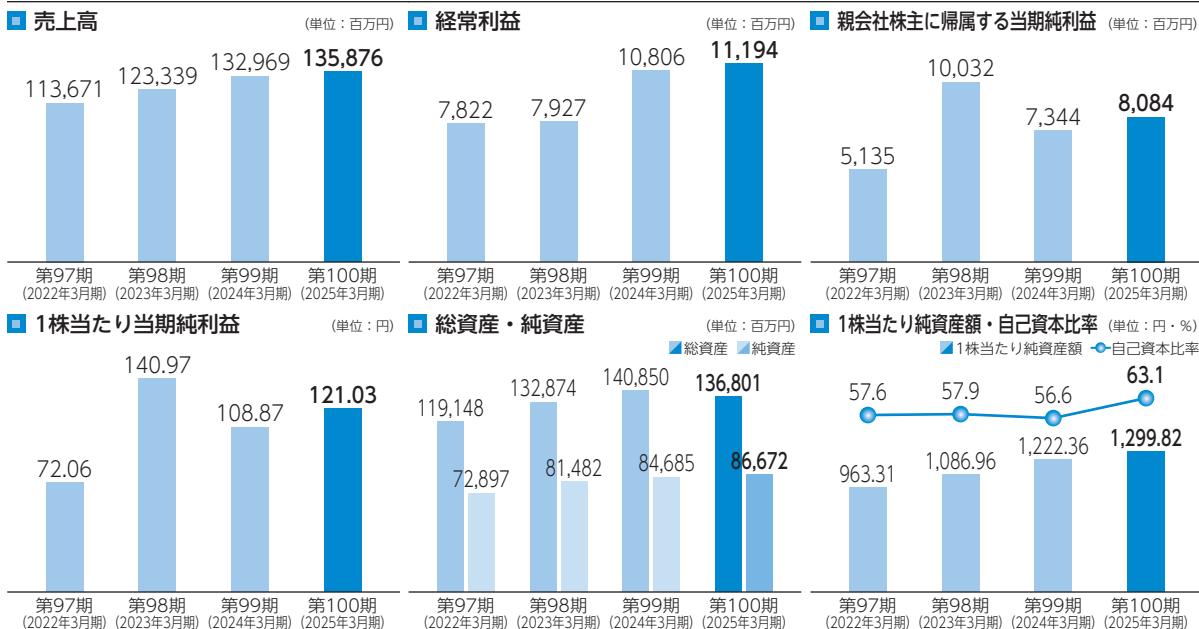
当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は77億61百万円であります。その主なものは、栃木工場の水性接着剤製造所の建設、関係会社であるサンライズ(株)の生産設備の導入に係るものであります。

3 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な長期借入および増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

4 財産および損益の状況

区 分	第97期 (2022年3月期)	第98期 (2023年3月期)	第99期 (2024年3月期)	第100期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	113,671	123,339	132,969	135,876
経常利益 (百万円)	7,822	7,927	10,806	11,194
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,135	10,032	7,344	8,084
1株当たり当期純利益 (円)	72.06	140.97	108.87	121.03
総資産 (百万円)	119,148	132,874	140,850	136,801
純資産 (百万円)	72,897	81,482	84,685	86,672
1株当たり純資産額 (円)	963.31	1,086.96	1,222.36	1,299.82
自己資本比率 (%)	57.6	57.9	56.6	63.1



(注1) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(注2) 当社は、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第97期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

5 子会社の状況

重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ボンドエンジニアリング(株)	100 百万円	100.0 %	土木工事の設計施工請負監理
サンライズ(株)	315	100.0	接着剤・シーリング材の製造販売
丸安産業(株)	100	100.0	化学工業薬品・薄膜材料等の販売
角丸建設(株)	20	100.0	建築・土木工事の設計施工請負監理
ウォールボンド工業(株)	30	100.0	壁紙施工用接着剤等の製造販売
ボンドケミカル商事(株)	80	100.0	合成樹脂・工業薬品・溶剤等の販売
科昵西貿易(上海)有限公司	138	100.0	合成樹脂・接着剤等の販売

6 対処すべき課題

日本経済は、賃金、雇用情勢の改善や企業の設備投資が拡大傾向となることから引き続き、景気は緩やかに回復する見込みではありますが、米国の政策による影響が不確定であることや貿易摩擦の再燃、中国経済の減速など世界経済が悪化する可能性もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、ボンド事業においては、住関連分野では、建設コストの高止まりにより住宅需要の回復が見込めず、前年同程度の住宅着工戸数になることが予想されます。一方、土木建築分野においては、ビル・マンションなどのストック市場およびインフラ市場における補修・改修・補強は堅調に推移する見込みです。化成品事業においては、米国の関税政策の影響により、自動車業界や産業機器などにおいて不透明な状況が続くと予想されます。工事業業においては、国土強靱化基本計画の推進により、老朽化したインフラ整備や維持管理の需要拡大を引き続き見込んでおります。

このような状況のもと、当社グループのボンド事業におきましては、住関連分野向け接着剤や土木建築用接着剤・シーリング材などのコア事業の強化だけでなく、電子電材、自動車業界などの成長市場向け製品の開発、新規開拓活動の強化に努め、非住宅分野のシェア向上に注力し、事業領域の拡大を図って参ります。

化成品事業については、成長市場である自動車、電子電機、化学工業分野への営業活動を強化し、放熱、耐熱用途商材の拡販に努め、また、当社材料科学研究所が進めている自社技術を活かした製品開発を推進し、市場導入を進めて参ります。

工事事業においては、ボンド事業が持つ補修・改修・補強用接着剤や工法を活用し、橋梁などの社会インフラ、建築ストック市場における補修・改修・補強工事事業の拡大を強化して参ります。課題である人手不足については、採用強化、雇用確保の施策を検討し、事業拡大を継続できる体制構築に努めます。

7 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	主要な製品・商品名および事業	
ポ ン ド	工業用接着剤	酢酸ビニル樹脂系、アクリル共重合樹脂系、合成ゴム系、エポキシ樹脂系、シアノアクリレート系、EVA樹脂系、ウレタン樹脂系、変成シリコーン系、澱粉系
	一般家庭用接着剤	
	建築用接着剤	
	土木建設用接着剤	エポキシ樹脂系、ポリマーセメント系、ポリウレタ樹脂系
	シーリング材	ポリウレタン系、変成シリコーン系、アクリルウレタン系、ポリサルファイド系、シリコーン系
	その他	粘着テープ、床用ワックス、離型剤
化 成 品	工業薬品	アルコール類、セルロース類、エステル類、可塑剤、モノマー他各種溶剤
	合成樹脂	熱可塑性樹脂：塩化ビニル、ポリエチレン、ABS、ポリスチレン、ポリカーボネート、ポリアミド、ポリプロピレン 熱硬化性樹脂：シリコーン、エポキシ、ポリウレタン、ポリエステル、メラミン
	その他	電子部品材料、薄膜材料、樹脂成型品・加工品、ガラス繊維
工 事 事 業	土木建設工事	
そ の 他	不動産賃貸	

8 企業集団の主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

社名	事業区分	事業所	
コニシ (株)	ボンド ・ 化成品 ・ その他	本店	大阪市中央区道修町1丁目6番10号
		本社	大阪(大阪市中央区道修町1丁目7番1号)
		支社	関東(さいたま市桜区西堀5丁目3番35号)
		サテライトオフィス	東京(千代田区丸の内2丁目1番1号)
		支店	名古屋(名古屋市中区) 福岡(福岡市南区) 横浜(横浜市港北区) 札幌(札幌市東区)
		工場	栃木(栃木県下野市) 滋賀(滋賀県甲賀市)
		研究所	浦和(さいたま市桜区) 大阪(大阪市鶴見区)
水口化学産業 (株)	ボンド	本社・工場	滋賀県甲賀市
コニシ工営 (株)	工事事業	本社	札幌市西区
ボンドケミカル商事 (株)	ボンド	本社	大阪市中央区
丸安産業 (株)	化成品	本社	大阪市中央区
ボンドエンジニアリング (株)	工事事業	本社	大阪市鶴見区
サンライズ (株)	ボンド	本社	大阪市中央区
		工場	岡山県勝田郡 栃木県小山市
ボンド物流 (株)	ボンド	本社	栃木県下野市
近畿鉄筋コンクリート (株)	工事事業	本社	兵庫県尼崎市
ウォールボンド工業 (株)	ボンド	本社・工場	群馬県邑楽郡
角丸建設 (株)	工事事業	本社	静岡県藤枝市
中信建設 (株)	工事事業	本社	長野県千曲市
K B L I N E (株)	ボンド	本社	栃木県小山市
科昵西貿易(上海)有限公司	ボンド・化成品	本社	中華人民共和国上海市
PT.KONISHI INDONESIA	化成品	本社	インドネシア共和国ジャカルタ市
科陽精細化工(蘇州)有限公司	ボンド	本社・工場	中華人民共和国江蘇省蘇州市
Kony Sunrise Trading Co.,Ltd.	ボンド・化成品	本社	タイ王国バンコク市
Konishi Lemindo Vietnam Co.,Ltd.	ボンド	本社・工場	ベトナム社会主義共和国ビンズオン省
PT.KONISHI LEMINDO INDONESIA	ボンド	本社・工場	インドネシア共和国ポゴール市
台湾丸安股份有限公司	化成品	本社	中華民国台北市

9 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
1,537名	△3名

(注) 使用人数には使用人兼務取締役・顧問・嘱託・契約社員およびパートタイマーは含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
727名	+7名	41.9歳	17.3年

(注1) 使用人数には使用人兼務取締役・顧問・嘱託・契約社員およびパートタイマーは含んでおりません。

(注2) 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 会社の現況

1 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 160,800,000株
- ②発行済株式の総数 70,414,880株
- ③株主数 5,114名 (前期末比640名増)
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	8,488千株	12.79%
コニシ共栄会	4,716	7.10
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,789	2.69
明星工業(株)	1,453	2.19
コニシ従業員持株会	1,436	2.16
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	1,374	2.07
(株)カネカ	1,368	2.06
AVI GLOBAL TRUST PLC	1,346	2.02
小西哲夫	1,230	1.85
小西新太郎	1,120	1.68

(注1) 当社は、自己株式を4,056,436株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(注3) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤当事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	49,500株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. 2⑤取締役の報酬等」に記載しております。

2 会社役員の状況

①取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	横 田 隆	グループCEO ウォールボンド工業(株)代表取締役会長 サンライズ(株)代表取締役会長 丸安産業(株)代表取締役会長
代表取締役社長	松 端 博文	ボンドケミカル商事(株)代表取締役会長
取締役副会長	大 山 啓 一	海外事業グループ担当 科昵西貿易(上海)有限公司董事長 Kony Sunrise Trading Co., Ltd.取締役会長 Konishi Lemindo Vietnam Co., Ltd.取締役会長 PT.KONISHI INDONESIAコミサリス
取締役専務執行役員	日 下 部 悟	工事事業グループ担当 ボンドエンジニアリング(株)代表取締役社長 コニシ工営(株)代表取締役会長 角丸建設(株)代表取締役会長
取締役専務執行役員	巖 利 彦	ボンド事業本部本部長
取締役常務執行役員	岡 本 伸 一	CFO管理本部本部長 兼法務部統括部長 人事部・経営企画室担当 PT.KONISHI LEMINDO INDONESIAコミサリス会長
社 外 取 締 役	高 瀬 桂 子	弁護士(高瀬総合法律事務所)
社 外 取 締 役	肥 後 陽 介	京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授 京都大学経営管理大学院経営管理研究部教授 国土交通省道路防災ドクター (一財)国土技術研究センター堤防委員会委員 西日本高速道路(株)関西支社技術アドバイザー 阪神高速道路(株)構造技術委員会委員 関西高速鉄道(株)なにわ筋線技術検討委員会専門委員
取 締 役 (常勤監査等委員)	榎 本 真 也	

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
社外取締役 (監査等委員)	川田憲治	TMA KAWADA OFFICE代表 PE&HR(株)社外取締役 (株)METRIKA取締役
社外取締役 (監査等委員)	中田基之	
社外取締役 (監査等委員)	山田美樹	公認会計士山田美樹事務所所長 監査法人ラットランド パートナー (株)ユーシン精機(現、YUSHIN(株)) 社外監査役

(注1) 当社は、社外取締役高瀬桂子、肥後陽介並びに社外取締役(監査等委員)川田憲治、中田基之、山田美樹を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注2) 社外取締役(監査等委員)山田美樹は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注3) 当事業年度に係る役員の兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・代表取締役会長横田隆は、ボンド物流(株)の取締役を兼務しております。
- ・取締役副会長大山啓一は、科陽精細化工(蘇州)有限公司の董事を兼務しております。
- ・取締役専務執行役員日下部悟は、近畿鉄筋コンクリート(株)および中信建設(株)の取締役を兼務しております。
- ・取締役専務執行役員巖利彦は、水口化学産業(株)、ボンドケミカル商事(株)およびボンドエンジニアリング(株)の取締役を兼務しております。
- ・取締役常務執行役員岡本伸一は、サンライズ(株)の常務取締役、科陽精細化工(蘇州)有限公司の董事および科昵西貿易(上海)有限公司の監事を兼務しております。

(注4) 日常的な情報収集と内部監査部門等との十分な連携を図ることで監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために榎本真也を常勤の監査等委員として選定しております。

(注5) 社外取締役(監査等委員)川田憲治は、2025年3月31日付で(株)METRIKAの取締役を退任しております。

(注6) 執行役員制度

当社は2006年6月1日より執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

常務執行役員 (2020年4月1日選任)	藤善敏史	ボンド事業本部土木建設営業本部本部長
常務執行役員 (2020年4月1日選任)	向井義浩	ボンド事業本部ボンド営業本部本部長兼関東支社支社長
常務執行役員 (2022年4月1日選任)	泉谷憲一郎	化成品事業本部本部長兼名古屋化成品営業部統括部長兼名古屋支店支店長
執行役員 (2021年4月1日選任)	佐野直哉	ウォールボンド工業(株)代表取締役社長
執行役員 (2022年4月1日選任)	齋藤文伸	中信建設(株)代表取締役社長
執行役員 (2023年10月1日選任)	原田邦治	ボンド事業本部研究開発本部本部長
執行役員 (2024年4月1日選任)	平山周一	ボンド事業本部生産本部本部長

②当事業年度終了後の取締役の異動

2025年4月1日付で、以下のとおり取締役の地位・担当を変更しております。

氏 名	変更後の地位・担当
日 下 部 悟	専務取締役
巖 利 彦	専務取締役

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査等委員である取締役との間で、取締役が、その職務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときには、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負う契約を締結しております。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

イ. 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った当該役員の損害は填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑤取締役の報酬等

イ. 報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2023年4月25日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、イにおいて同じ。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役の報酬は、役位ごとの大きさや責任範囲に基づいた固定報酬としての基本報酬と会社業績を勘案した賞与、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、「基本報酬」：「賞与」：「株式報酬」の比率はおおむね60%：20%：20%とする。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等(賞与)の決定に関する方針

業績連動報酬等(賞与)は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。

d. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の決定に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬に役位に応じた係数をかけた付与算定額を株主総会前日の終値で除した株数(単元株式数に四捨五入)とする。

e. 取締役の個人別の報酬などの内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については取締役会決議に基づき、指名・報酬委員会に諮問した上で、指名・報酬委員会の助言、提言を尊重して代表取締役が決定する。

ロ. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員 数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	373百万円 (13百万円)	204百万円 (13百万円)	109百万円 (-)	59百万円 (-)	8名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	37百万円 (21百万円)	37百万円 (21百万円)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	410百万円 (35百万円)	241百万円 (35百万円)	109百万円 (-)	59百万円 (-)	12名 (5名)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

(注2) 業績連動報酬等にかかる業績指標は、業績目標達成度としており、その連動する指標は純利益および営業利益であります。純利益は、配当原資に帰属するものであり、株主様との意識を共有するため、営業利益は、本業での利益を適正に評価するため、それぞれ指標として採用しております。業績連動報酬の額の算定は、役位に応じた基準額に、業績目標達成度を元にした乗率を反映させ算定しております。なお、当事業年度における上記指標の実績は、連結計算書類「連結損益計算書」に記載のとおりです。

(注3) 非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は事業報告「2. 1⑤当事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(注4) 取締役(監査等委員を除く。以下「取締役」という)の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第96回定時株主総会において、年額350百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は2名)です。また、2021年6月22日開催の第96回定時株主総会において、この報酬限度額は別枠で、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は6名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第96回定時株主総会において、年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

(注5) 取締役会は、代表取締役社長松端博文に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。個人別の報酬等の額を決定するに際しては、取締役会決議に基づき、指名・報酬委員会に諮問した上で、指名・報酬委員会の助言、提言を尊重して代表取締役社長が決定することとしております。

⑥社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況等
取 締 役	高 瀬 桂 子	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席し、弁護士の知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社が期待するコーポレートガバナンスの強化について適切な役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しました。
取 締 役	肥 後 陽 介	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席し、工学研究所および経営管理研究部教授としての専門的な知識・経験に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社が期待する経営体制の強化について適切な役割を果たしました。
取 締 役 (監査等委員)	川 田 憲 治	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、幅広い会社知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、会社法および関係諸法令に基づいて意見を述べました。
取 締 役 (監査等委員)	中 田 基 之	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、その知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験に基づいて意見を述べました。加えて、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしました。
取 締 役 (監査等委員)	山 田 美 樹	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、公認会計士としての幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、財務および会計に関する意見を述べました。加えて、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしました。

(注) 取締役高瀬桂子、肥後陽介並びに取締役(監査等委員)川田憲治、山田美樹の重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。

3 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査、金融商品取引法監査、内部統制監査および期中レビューの監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、その他必要と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

4 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、その職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理および法令の遵守並びに浸透を率先垂範して行っております。またサステナビリティ推進委員会およびリスク管理委員会を設け、コニシグループのコンプライアンス体制の整備と徹底を図っております。

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理の遵守および法令遵守の徹底に努めております。また経営企画室において「行動憲章」「行動規範」の改正・配布・教育等並びに公益通報管理規程等会社規則の整備・制定・運用によりコンプライアンスの徹底を図っております。

また、当社グループの内部統制システムの構築・維持・向上を図るため、内部統制推進委員会を設置しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書およびその他の重要な情報は、法令および定款に定められている他、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理しております。必要に応じて閲覧可能な状態が維持されており、また、その情報に関しては、適切に保存し、かつ管理するために関連する規程等を整備しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループで発生したリスクの定義と初期対応は、リスク管理規程により定められており、その対応と経過は取締役会、経営会議に報告されております。また認識されたリスクは、その都度取締役会、経営会議に提出され対応を検討しております。さらにリスク管理委員会において規程の整備と運用を図っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回、また、取締役、執行役員で構成された経営会議を毎月開催し、経営の意思決定の迅速化、透明性および公平性の確保を行っております。取締役会は取締役会規程等により各取締役からの報告を受け、定められた事項を協議並びに決議しております。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役が関係会社各社の取締役・監査役を兼任するとともに、関係会社担当役員がグループ各社を統括し、取締役会において月次の業況報告等を行っております。グループ企業すべてに適用する指針としてコニシグループの「行動憲章」「行動規範」を制定、配布、教育を行っております。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務の執行において補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上、専任の使用人もしくは内部監査室等の使用人に職務の執行の補助を委託することにしております。補助使用人が監査等委員会補助職務を担う場合には、監査等委員会の補助使用人に対する指揮命令に関し、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けません。また、監査等委員会の補助使用人についての人事権に係る事項は、監査等委員会の事前の承認を得ることにしております。

⑦当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、その担当する業務執行の状況を取締役会および監査等委員会に報告しております。また、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他重要な事実が起きた場合は監査等委員会にその都度報告し、さらに内部監査報告、リスク管理・公益通報等のうち重要な事項は適切に報告されております。監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。監査等委員会は、代表取締役・会計監査人・内部監査室と随時情報交換を行っております。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は定期的に代表取締役との会合を実施しており、監査等委員会は監査等委員会規程等により取締役・会計監査人および内部監査室から文書・情報の報告を受け、定められた事項を協議並びに決議しております。また、監査等委員会の職務の執行に生ずる費用等は、当社規定に基づき当社が負担するものとしております。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制推進委員会を設置し、全社横断的な協力体制により内部統制システムの整備・運用を推進し、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保するための体制を整備運用しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	85,769	流動負債	43,266
現金及び預金	21,118	支払手形及び買掛金	32,625
受取手形	2,262	電子記録債権	2,752
電子記録債権	16,522	短期借入金	51
売掛金	23,862	1年内返済予定の長期借入金	38
契約資産	9,817	リース負債	19
商品及び製品	8,534	未払法人税等	1,861
仕掛品	358	契約負債	378
原材料及び貯蔵品	1,550	賞与引当金	1,519
その他	1,772	役員賞与引当金	190
貸倒引当金	△30	その他	3,828
固定資産	51,032	固定負債	6,862
(有形固定資産)	(32,754)	リース債務	70
建物及び構築物	16,856	長期預り保証金	3,297
機械装置及び運搬具	3,646	長期借入金	38
工具、器具及び備品	559	繰延税金負債	2,548
土地	9,855	退職給付に係る負債	808
リース資産	88	その他	98
建設仮勘定	1,748	負債合計	50,128
(無形固定資産)	(3,106)	[純資産の部]	
(投資その他の資産)	(15,171)	株主資本	79,146
投資有価証券	9,838	資本金	4,603
長期貸付金	2	資本剰余金	6,041
差入保証金	315	利益剰余金	73,009
退職給付に係る資産	4,205	自己株式	△4,508
繰延税金資産	346	その他の包括利益累計額	7,107
その他	478	その他有価証券評価差額金	3,696
貸倒引当金	△15	繰延ヘッジ損益	—
資産合計	136,801	為替換算調整勘定	910
		退職給付に係る調整累計額	2,500
		非支配株主持分	419
		純資産合計	86,672
		負債・純資産合計	136,801

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		135,876
売 上 原 価		108,283
売 上 総 利 益		27,592
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,943
営 業 利 益		10,649
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	295	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	31	
そ の 他	292	671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
支 払 手 数 料	65	
減 価 償 却 費	30	
そ の 他	20	126
経 常 利 益		11,194
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	397	
固 定 資 産 売 却 益	92	489
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	180	
そ の 他	0	180
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,503
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,342	
法 人 税 等 調 整 額	△38	3,304
当 期 純 利 益		8,199
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		114
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,084

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日 残高	4,603	4,422	67,314	△4,604	71,735
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,389		△2,389
親会社株主に帰属する当期純利益			8,084		8,084
自己株式の取得				△2,999	△2,999
自己株式の処分		20		53	74
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		139			139
株式交換による増加		1,459		3,042	4,501
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1,619	5,694	96	7,411
2025年3月31日 残高	4,603	6,041	73,009	△4,508	79,146

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日 残高	4,687	－	650	2,597	7,934	5,014	84,685
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,389
親会社株主に帰属する当期純利益							8,084
自己株式の取得							△2,999
自己株式の処分							74
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							139
株式交換による増加							4,501
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△990	－	259	△96	△827	△4,595	△5,423
連結会計年度中の変動額合計	△990	－	259	△96	△827	△4,595	1,987
2025年3月31日 残高	3,696	－	910	2,500	7,107	419	86,672

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
[資産の部]			[負債の部]		
流動資産		58,234	流動負債		43,558
現金及び預金		16,047	支払手形		21
受取手形		1,930	電子記録債		548
電子記録債権		14,308	買掛金		19,642
売掛金		16,063	関係会社短期借入金		18,863
商品及び製品		7,078	未払金		1,842
仕掛品		247	未払費用		244
原材料及び貯蔵品		792	未払法人税等		1,051
前払費用		198	未払消費税等		105
関係会社短期貸付金		595	預り金		79
その他		973	賞与引当金		998
固定資産		53,675	役員賞与引当金		109
(有形固定資産)		(21,897)	その他		52
建物		9,786	固定負債		4,764
構築物		1,832	長期預り保証金		3,279
機械及び装置		2,133	長期未払金		10
車両運搬具		38	繰延税金負債		991
工具、器具及び備品		441	退職給付引当金		412
土地		7,569	その他		70
リース資産		83	負債合計		48,322
建設仮勘定		10	[純資産の部]		
(無形固定資産)		(2,595)	株主資本		60,516
ソフトウェア		1,265	資本剰余金		4,603
その他		1,329	資本剰余金		5,662
(投資その他の資産)		(29,182)	資本準備金		4,182
投資有価証券		6,075	その他資本剰余金		1,479
関係会社株式		19,747	利益剰余金		54,758
関係会社出資金		593	利益準備金		1,119
関係会社長期貸付金		1,422	その他利益剰余金		53,639
差入保証金		116	配当平均積立		1,000
その他の		1,233	圧縮積立		943
貸倒引当金		△5	別途積立		44,200
資産合計		111,910	繰越利益剰余金		7,496
			自己株式		△4,508
			評価・換算差額等		3,070
			その他有価証券評価差額金		3,070
			繰延ヘッジ損益		-
			純資産合計		63,587
			負債・純資産合計		111,910

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		88,500
売 上 原 価		71,151
売 上 総 利 益		17,349
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,144
営 業 利 益		6,204
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	30	
受 取 配 当 金	991	
そ の 他	183	1,205
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68	
支 払 手 数 料	65	
そ の 他	50	183
経 常 利 益		7,226
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	397	
そ の 他	0	398
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	19	
そ の 他	0	19
税 引 前 当 期 純 利 益		7,605
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,798	
法 人 税 等 調 整 額	24	1,822
当 期 純 利 益		5,782

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
2024年4月1日残高	4,603	4,182	－	1,119	50,246	△4,604	55,547
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△2,389		△2,389
当期純利益					5,782		5,782
自己株式の取得						△2,999	△2,999
自己株式の処分			20			53	74
株式交換による増加			1,459			3,042	4,501
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	1,479	－	3,392	96	4,969
2025年3月31日残高	4,603	4,182	1,479	1,119	53,639	△4,508	60,516

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2024年4月1日残高	3,696	－	3,696	59,243
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,389
当期純利益				5,782
自己株式の取得				△2,999
自己株式の処分				74
株式交換による増加				4,501
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△625	－	△625	△625
事業年度中の変動額合計	△625	－	△625	4,343
2025年3月31日残高	3,070	－	3,070	63,587

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	配当平均金 積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益金	合計
2024年4月1日残高	1,000	969	44,200	4,076	50,246
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△2,389	△2,389
圧縮積立金の取崩		△26		26	－
当期純利益				5,782	5,782
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株式交換による増加					
事業年度中の変動額合計	－	△26	－	3,419	3,392
2025年3月31日残高	1,000	943	44,200	7,496	53,639

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

コニシ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 井 康 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 立 石 政 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コニシ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コニシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

コニシ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安井 康二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 立石 政人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コニシ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1)監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

報告すべき重要な後発事象はありません。

2025年5月20日

コニシ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 榎本真也 ㊟

監査等委員 川田憲治 ㊟

監査等委員 中田基之 ㊟

監査等委員 山田美樹 ㊟

(注)監査等委員川田憲治、中田基之および山田美樹は会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しております。収益を重視した企業活動により財務体質の充実を図り、経営基盤の強化に努めることで、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

2025年3月期の期末配当につきましては、2025年9月に株式会社設立100周年を迎えることから、1株につき16.5円の普通配当に記念配当5円を加えて21.5円といたしたいと存じます。2024年12月に中間配当として、1株当たり16.5円をお支払いしておりますことから、年間配当金は1株につき38円となります。

1 配当財産の種類	金 銭
2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 21.5円 総額 1,426,706,546円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月25日

(ご参考) 株主還元の実績

	第99期	第100期
自己株取得総額	約 67 億円	約 30 億円
	2期で約97億円の自己株取得を実施	
配当総額	約 21 億円	約 25 億円
総還元性向	120.9%	68.6%

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

本總會終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。)全員(8名)が任期満了となります。当社は、当社および当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の最大化を目的として、任意の指名・報酬委員会(委員の過半数は社外取締役)における審議を経て、取締役会の構成を見直すことといたしました。今回の見直しにより監督機能と執行機能の分離を図り、権限移譲を一層進めることで既存事業の強化と業務執行の迅速化を行う一方で、取締役会においては、コーポレートガバナンス体制の強化に向けて社外取締役の割合を高めた体制といたします。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	<p>よこ た たかし 横田 隆 (1953年7月12日生)</p> 	<p>1979年4月 当社入社 2004年4月 ボンド事業本部営業本部第一事業部事業部長 2006年4月 ボンド事業本部生産本部栃木工場工場長 2008年4月 執行役員事業推進本部生産本部本部長 2009年6月 取締役ボンド事業本部生産本部本部長 2011年4月 常務取締役ボンド事業本部本部長 2013年4月 代表取締役社長 2017年4月 コニシグループ共同代表兼ボンドグループCEO 2018年4月 ボンドグループCEO 2021年4月 代表取締役会長(現在) グループCEO(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) ウォールボンド工業(株)代表取締役会長 サンライズ(株)代表取締役会長 丸安産業(株)代表取締役会長</p>	171,600株

候補者とした理由

横田隆氏は、ボンド事業本部生産本部本部長、ボンド事業本部本部長、代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、グループ全体の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">まつ ばた ひろ ふみ 松端 博文 (1961年4月9日生)</p> 	<p>1985年4月 当社入社 2010年4月 ボンド事業本部営業本部工業用事業部事業部長 2012年4月 ボンド事業本部ボンド営業本部工業用第一事業部 事業部長 2014年4月 執行役員ボンド営業本部副本部長 2017年4月 上席執行役員 ボンドグループボンド営業本部本部長 2018年6月 取締役 2019年4月 常務執行役員 研究開発・生産グループCEO 兼研究開発・生産本部本部長 2021年4月 化成品事業本部本部長 兼関東支社支社長 2024年4月 代表取締役社長(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) ボンドケミカル商事(株)代表取締役会長</p>	<p style="text-align: center;">47,500株</p>
<p>候補者とした理由 松端博文氏は、営業部門に長年従事しており、ボンドグループボンド営業本部本部長、研究開発・生産本部本部長、化成品事業本部本部長を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、グループ全体の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">おかもと しんいち 岡本 伸一 (1965年1月17日生)</p> 	<p>1990年4月 当社入社 2013年4月 社長室経営企画部統括部長 2014年4月 管理本部経理統括部統括部長 2018年4月 執行役員管理本部副本部長 2021年4月 管理本部本部長 2022年4月 サンライズ(株)出向 2022年5月 サンライズ(株)常務取締役(現在) 2023年4月 常務執行役員(現在) 管理本部本部長 人事部・経営企画室担当(現在) 2023年6月 取締役CFO(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) PT.KONISHI LEMINDO INDONESIAコミサリス会長</p>	<p style="text-align: center;">48,138株</p>
<p>候補者とした理由 岡本伸一氏は、研究開発部門、管理部門に長年従事しており、管理本部本部長並びに関係会社の取締役を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、担当部門の経営執行の監督に充分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。</p>			
<p style="text-align: center;">4</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p>	<p style="text-align: center;">たかせ けいこ 高瀬 桂子 (1952年6月27日生)</p> 	<p>1984年4月 大阪弁護士会登録(現在) 1984年4月 岸田総合法律事務所入所 1989年4月 高瀬総合法律事務所入所(現在) 2013年12月 大阪府公安委員 2015年6月 当社社外取締役(現在) 2021年10月 大阪府公安委員会委員長</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>候補者とした理由および期待される役割の概要 高瀬桂子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、大阪府公安委員会の委員長を務めるなど、高い見識を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5 再任 社外	<p>ひご ようすけ 肥後 陽介 (1976年1月26日生)</p> 	<p>2004年4月 財団法人地域地盤環境研究所地盤解析グループ研究員 2006年8月 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻助手 2007年4月 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻助教 2013年4月 京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻准教授 2021年3月 京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻教授 2021年4月 京都大学経営管理大学院経営管理研究部教授(現在) 2023年6月 当社社外取締役(現在) 2024年3月 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授 京都大学経営管理大学院経営管理研究部教授 国土交通省道路防災ドクター (一財)国土技術研究センター堤防委員会委員 西日本高速道路(株)関西支社技術アドバイザー 阪神高速道路(株)構造技術委員会委員 関西高速鉄道(株)なにかわ筋線技術検討委員会専門委員</p>	—
<p>候補者とした理由および期待される役割の概要 肥後陽介氏は、工学研究科教授および経営管理研究部教授として高い見識と経験を有しております。その専門的な見識と経験を、今後も当社経営体制の強化に生かしていただけるものとして、社外取締役候補といたしました。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 高瀬桂子、肥後陽介の両氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 高瀬桂子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

(注4) 肥後陽介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注5) 当社は、高瀬桂子、肥後陽介の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、高瀬桂子、肥後陽介の両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

(注6) 当社は、取締役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反行為の場合を除く。)。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しており、各候補者が選任された場合は、被保険者となります。

(注7) 高瀬桂子、肥後陽介の両氏は、当社の独立性判断基準および(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、高瀬桂子、肥後陽介の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(注8) 「所有する当社株式の数」は2025年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	<p>えの もと しん や 榎本 真也 (1958年10月24日生)</p> 	<p>1982年 4月 当社入社 2011年 4月 科陽精細化工(蘇州)有限公司出向(総経理) 2013年 4月 滋賀工場工場長 2015年 1月 栃木工場工場長 2018年 4月 土木開発部統括部長 2020年 4月 内部監査室理事 2020年 6月 常勤監査役 2021年 6月 取締役[常勤監査等委員](現在)</p>	7,100株
<p>候補者とした理由 榎本真也氏は、研究開発部門に長年従事し、科陽精細化工(蘇州)有限公司総経理としてグループ会社経営の経験を有しております。また、生産部門、営業部門、内部監査室を経験し、豊富な経験と高い見識を有しており、常勤監査等委員として、当社の監査に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、今後も当社グループの経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である取締役候補といたしました。</p>			
2 再任 社外	<p>なか た もと ゆき 中田 基之 (1954年 2月28日生)</p> 	<p>1976年 4月 (株)近鉄百貨店入社 2006年 5月 同社執行役員上本町店長 2007年 5月 同社執行役員奈良店長 2009年 5月 同社取締役四日市店長 2011年 5月 同社取締役常務執行役員本店長 2013年 5月 同社取締役専務執行役員本店長 2014年 5月 (株)近商ストア代表取締役副社長 2019年 6月 当社社外監査役 2021年 6月 当社社外取締役[監査等委員](現在)</p>	7,300株
<p>候補者とした理由および期待される役割の概要 中田基之氏は、長年百貨店経営に携わり、企業経営に精通され、豊富な経験と高い見識を有しており、監査等委員として、当社の監査に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、引き続き当社グループの経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3 再任 社外	やま だ よし き 山田 美樹 (1954年1月26日生) 	1980年10月 等松・青木監査法人(現、有限責任監査法人トーマツ) 入所 1985年3月 公認会計士登録(現在) 1999年7月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ) パートナー 2019年7月 公認会計士山田美樹事務所開業登録(現在) 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役[監査等委員](現在) 2021年7月 監査法人ラットランド パートナー(現在) 2024年6月 ㈱ユーシン精機(現、YUSHIN㈱) 社外監査役(現在) (重要な兼職の状況) 公認会計士山田美樹事務所所長 監査法人ラットランド パートナー YUSHIN㈱ 社外監査役	—
	候補者とした理由および期待される役割の概要 山田美樹氏は、公認会計士として財務および会計に豊富な経験と高い知識を有しており、監査等委員として、当社の監査に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、引き続き当社グループの経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
4 新任 社外	もり もと ち あき 森本 千晶 (1956年12月2日生) 	1980年4月 ㈱近畿相互銀行(現、㈱関西みらい銀行)入行 2005年6月 同行人事部研修室長 2007年4月 同行住吉支店長 2009年4月 同行人事部長 2013年4月 同行常勤監査役 2017年12月 ㈱キャピタル・アセット・プランニング常勤監査役 2021年6月 AGS㈱社外取締役 2025年1月 泉州電業㈱社外取締役[監査等委員](現在) (重要な兼職の状況) 泉州電業㈱社外取締役[監査等委員]	—
	候補者とした理由および期待される役割の概要 森本千晶氏は金融機関や企業における豊富な知識と経験を有し、また複数の企業で監査役・社外取締役の経験があることから、当該知見を活かして、特に人事・内部統制・コンプライアンスについて専門的な観点から取締役の職務遂行に対する監査、助言等をいただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役候補といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 中田基之氏、山田美樹氏、森本千晶氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 中田基之氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となりますが、社外取締役就任以前に社外監査役として2年の在任期間があります。
- (注4) 山田美樹氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となりますが、社外取締役就任以前に社外監査役として1年の在任期間があります。
- (注5) 当社は、榎本真也氏、中田基之氏、山田美樹氏の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注6) 森本千晶氏の選任が承認され就任した場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。
- (注7) 当社は、取締役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反行為の場合を除く。)。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しており、各候補者が選任された場合は、被保険者となります。
- (注8) 中田基之氏、山田美樹氏の両氏は、当社の独立性判断基準および(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注9) 森本千晶氏は、当社の独立性判断基準および(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、選任が承認され就任した場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- (注10) 「所有する当社株式の数」は2025年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

○取締役候補者のスキル・マトリックス

名前	役職(予定)	経営	研究開発	生産	市場開拓・営業	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・労務
横田 隆	代表取締役会長	○	○	○	○	○	○	○
松端 博文	代表取締役社長	○	○	○	○			
岡本 伸一	取締役常務執行役員	○				○	○	○
高瀬 桂子	社外取締役						○	
肥後 陽介	社外取締役	○	○					
榎本 真也	取締役(常勤監査等委員)		○	○			○	
中田 基之	社外取締役(監査等委員)	○						
山田 美樹	社外取締役(監査等委員)					○	○	
森本 千晶	社外取締役(監査等委員)					○	○	○

<取締役の報酬改定議案(第4号議案および第5号議案)>

第4号議案および第5号議案は、譲渡制限付株式報酬制度の対象取締役に社外取締役および監査等委員である取締役を追加する件であります。

会社法第361条第2項の規定により、監査等委員である取締役(第5号議案)とそれ以外の取締役(第4号議案)を区別する形で議案を提出いたしております。

第4号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2021年6月22日開催の第96回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額6千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数を年60,000株以内(ただし、2023年12月31日を基準日として、2024年1月1日をもって、当社の普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割をしたことに伴い、当該総数は、年120,000株以内となっております。)と承認いただいております。

今般、当該目的をより一層推し進めるため、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)においても、新たに本制度の対象に追加し、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額7千万円以内(うち社外取締役分は1千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)に変更するとともに本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を年140,000株以内(うち社外取締役分は年20,000株以内)に変更させていただきたいと存じます。

本議案における取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮し、任意の指名・報酬委員会(委員の過半数は社外取締役)における審議を経て決定されており、相当であると考えております。また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「2. 2⑤取締役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案に沿った形で当該方針を変更することを予定しております。

現在の対象取締役は8名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名(うち社外取締役2名)となります。

なお、変更後の譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は以下のとおりです。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問その他これに準ずる地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等(テクニカル上場の場合は除く。)に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、

上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第5号議案

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2021年6月22日開催の第96回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」とし、本議案にて同じ。）の報酬額を年額4千5百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、一層のガバナンスの強化と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式を以下のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額1千5百万円以内にするるとともに本制度により発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。))または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とさせていただきますと存じます。その他、譲渡制限期間等の制度内容に関しては、第4号議案の内容と同様とし、具体的な支給内容については、任意の指名・報酬委員会(委員の過半数は社外取締役)による検討を経た後に対象取締役の協議によって決定することといたします。

なお、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、現在の対象取締役は4名(うち社外取締役3名)ですが、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は引き続き4名(うち社外取締役3名)となります。

以 上